

議会運営委員会の概要

1 9月定例会追加提出案件の概要について

- ・総務部長から、資料「令和5年9月定例会追加提出案件」により、追加提出案件の概要について説明があり、了承された。

2 常任委員会発議の意見書（案）について

- ・政策調査室長から、常任委員会発議の意見書（案）は、資料のとおり「私学助成の充実強化を求める意見書（案）」など2件である旨の説明があり、了承された。

3 議員の派遣について

- ・事務局次長から、資料「議員派遣一覧表（案）」により、今後予定される10件の議員の派遣について説明があり、本日の本会議に諮ることが了承された。

4 議事日程第5号について

- ・議事調査課長から、資料「会議順序表」等により本日の日程について説明があり、了承された。

5 山形県議会議員の請負の状況の公表に関する規程の制定について

- ・事務局次長から、資料「山形県議会議員の請負の状況の公表に関する規程（案）について」等により説明があり、了承された。

6 決算特別委員会の質疑者について

- ・議事調査課長から、決算特別委員会の質疑者については、資料「決算特別委員会質疑者一覧表」のとおり連絡があった旨の説明があり、了承された。
- ・引き続き同課長から、資料「予算特別委員会及び決算特別委員会における可動式ディスプレイ使用に関する申合せ」により説明があり、了承された。

7 閉会中の委員会の開催について

- ・議事調査課長から、資料「閉会中の委員会の開催について（案）」により説明があり、了承された。

8 その他

(1) 執行部からの報告事項について

- ① 「令和6年度政府の施策等に対する提案」のフォローアップについて

- ・みらい企画創造部長から、資料「『令和6年度政府の施策等に対する提案』のフォローアップについて」により報告があった。

(2) その他

【発言概要、質疑等】

(加賀委員) 9月定例会は、議長、議運委員長、そしてスポーツ議連の皆さんのお計らいにより、県内プロスポーツチームのユニフォームを着用する日を設定し、県民を挙げてスポーツを盛り上げていこうという機運を高めた議会だったと思う。そうした状況の中、来年のパリオリンピックに向け、本県選手の皆さんも代表として決定している。レスリングの鏡選手、ボクシングの岡沢選手が代表として決定した。また、プロ野球では、阪神タイガースの中野選手…天童出身だが…が、今シーズンも活躍してリーグ優勝に貢献し、セ・リーグの最多安打を獲得した。来年のパリオリンピックに向けた大切な時期に、本県出身の選手の皆さんが活躍しているということで、県としても…これまでも顕彰等様々行ってきたが…何らかの形で応援すべきではないか。本県のスポーツ振興の観点からも、県として盛り上げていく機運を高めていただきたい。

⇒(総務部長) 大変喜ばしいことだと思っている。今後、所管部の方でしっかり検討するが、なお私からも今日のご意見を伝える。

(加賀委員) ぜひよろしくお願ひしたい。中野選手については、これまでもいろいろご対応いただいた。今後も選手の皆さんには本県と深く関わっていただき、スポーツだけではなく、山形のPRを含め、本県の発展に寄与していただける状況が続くと思う。そういった部分を大事に思いながら、取り組んでいただきたい。

(伊藤(重)委員) 今年、これから周年事業等で、知事と森田議長、岡本部長をはじめ、ブラジル、ペルー、ロサンゼルス(米国)に行かれると思う。5年前に私は、最上町のサッカー少年団20人とサンパウロを訪問した際、県人会にも立ち寄った。子どもたちが花笠音頭を踊ったり、向こうの方が芋煮をつくってくれたりした。そのときお聞きした話が、県人会が高齢化していることと、4世、5世の時代になってきており、なかなか維持していくのが大変だということだった。福岡県は、高校生をブラジルから10人くらい招へいしていると聞いた。本県も頑張って実施したらどうか、ということで、今年1月にペルーから1人、ブラジルからも1人、高校生を招へいした。人数は少ないが、ペルーでもブラジルでも、県人会の方々が組織を維持し、周年事業や研修事業を継続できるよう、しっかりと意見交換を行って欲しい。

⇒(みらい企画創造部長) 私も、今年1月にペルーとブラジルから来られた高校生と実際に話をした。「山形がどのような所かを知ることができ、今後の県人活動にしっかり関わっていききたい」ともお聞きした。今回の訪問で、今後の県人会との関係構築につながるように、しっかり関係を発展させてまいりたい。また、今後の交流のあり方も、しっかりと考えてまいりたい。

9 次回議運開催日時

- ・11月6日(月)午前10時と決定した。

10 本日の開議時刻

- ・議会運営委員会終了後、直ちに開議されることが決定された。

議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和5年10月6日（金）

午前 10 時

- 1 9月定例会追加提出案件の概要について
- 2 常任委員会発議の意見書（案）について
- 3 議員の派遣について
- 4 議事日程第5号について
- 5 山形県議会議員の請負の状況の公表に関する規程の制定について
- 6 決算特別委員会の質疑者について
- 7 閉会中の委員会の開催について
- 8 その他
- 9 次回議運開催日時
11月6日（月）午前10時
- 10 本日の開議時刻

令和5年9月定例会追加提出案件

1 提出案件（4件）

- (1) 令和4年度山形県電気事業会計未処分利益剰余金の処分について
- (2) 令和4年度山形県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- (3) 令和4年度山形県公営企業資産運用事業会計未処分利益剰余金の処分について
- (4) 令和4年度山形県水道用水供給事業会計未処分利益剰余金の処分について

2 提案理由

上記4つの公営企業会計において令和4年度に生じた利益剰余金の処分のため、地方公営企業法第32条第2項の規定により提案するもの

意見書(案)

私学助成の充実強化を求める意見書

私立学校は、各々建学の精神に基づき、新しい時代に対応する教育を積極的に展開している。

一方、その経営においては、少子化による園児・生徒・学生の急速な減少、エネルギー価格の高騰に起因する物価高などにより、依然として厳しい状態が続いている。

このような状況の中、国は令和2年度から年収590万円未満の世帯の私立高等学校授業料の実質無償化を実現し、保護者の負担軽減に努めている。

しかしながら、私立高等学校の生徒については、授業料以外の納付金を含めた保護者の負担は大きく、こうした状況が、私立高等学校を選択する際の妨げとなっている。

厳しい環境にある私立学校の経営の安定性を高めるには、引き続き支援の充実強化を図る必要がある。

よって、国においては、下記の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

- 1 エネルギー価格の高騰に起因する物価高による私立学校の負担増加に対する財政措置を継続すること。
- 2 施設の耐震化や教育環境維持のための設備の更新や改修に利用できる恒常的な補助制度を創設すること。
- 3 GIGAスクール構想の実現に向け、ICTに関する専門人材の配置を含むICT環境の整備に対する補助を拡充し、複数年度にわたり支援すること。
- 4 全ての世帯における授業料や納付金の実質無償化に向けて、私立高等学校等の実態に即し、保護者の負担軽減のための支援策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

山形県議会議長 森田 廣

以上、発議する。

令和 年 月 日

提出者 山形県議会総務常任委員長 能登 淳 一

意見書(案)

防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書

近年、異常気象の常態化・局地化が進む中、全国各地で大規模な自然災害が毎年のように発生しており、本県においても平成30年8月、令和元年10月、令和2年7月、令和4年8月と相次いで記録的な豪雨や局地的な大雨による災害、令和4年12月には急傾斜地における土砂災害に見舞われ尊い生命が失われるなどの甚大な被害が発生した。

国においては、令和7年度までを期間とする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を策定し、地方とともに集中的な対策を実施している。また、本年6月には強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が改正され、「国土強靱化実施中期計画」策定の法定化により、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進することとされたところである。

本県においては、令和3年3月に改定した「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」に基づき、国の5か年加速化対策等の予算を活用しながら取組みを進めている。しかし、自然災害発生時においては、対策が行われた箇所では被害が抑止・軽減される一方で、住民の安全・安心を脅かす被害が各所で多数発生している状況にあることから、国土強靱化の取組みを切れ目なく継続的・安定的に推進していくことが求められている。

よって、国においては、激甚化・頻発化する自然災害を踏まえた対策を引き続き強化し、住民の生命と暮らしを守るため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を強力かつ着実に実施するため、対象事業の拡大及び要件緩和を行い、必要な予算・財源を継続的・安定的に確保するとともに、地方財政措置の更なる拡充を図ること。
- 2 「国土強靱化実施中期計画」の策定にあたっては、地方の意見を十分に反映するとともに、昨今の自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、国土強靱化の取組みを継続的・安定的に推進するため、現対策を上回る事業規模とすること。
- 3 近年の物価高騰に伴い、資材価格等が上昇している中でも、必要な社会資本整備・管理が計画的に進められるよう、十分な予算の確保を図ること。
- 4 国土強靱化対策の一環として、積雪寒冷地特有の舗装の劣化対策、防雪柵の整備及び除雪機械の更新等の施設整備を着実に推進できるよう道路の雪寒対策に係る十分な予算の確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣 　あて
国土交通大臣
国土強靱化担当大臣
内閣府特命担当大臣(防災)
内閣官房長官

山形県議会議長 森田 廣

以上、発議する。

令和 年 月 日

提出者 山形県議会建設常任委員長 遠藤和典

議員派遣一覧表(案)

令和5年10月6日

番号	内 容
12	道路の整備等に関する国土交通省等との五県合同意見交換会等 (1) 目 的 上記の意見交換会等に出席するため (2) 場 所 東京都 (3) 期 間 令和5年11月13日(月) (4) 議 員 名 石川正志、佐藤文一、石黒覚、梶原宗明、能登淳一、加賀正和
13	地方議会活性化シンポジウム2023 (1) 目 的 上記のシンポジウムに出席するため (2) 場 所 東京都 (3) 期 間 令和5年11月13日(月) (4) 議 員 名 矢吹栄修、小松伸也
14	第23回都道府県議会議員研究交流大会 (1) 目 的 全国都道府県議会議長会が主催する上記の大会に出席するため (2) 場 所 東京都 (3) 期 間 令和5年11月14日(火) (4) 議 員 名 阿部ひとみ、梅津庸成、佐藤文一、高橋淳、梶原宗明、能登淳一、矢吹栄修、小松伸也、加賀正和
15	東南村山地域議員協議会 (1) 目 的 村山地域(うち東南村山地域)の事業の進捗状況等の確認や地域課題等の調査・審議を行うため (2) 場 所 山形市 (3) 期 間 令和5年11月20日(月) (4) 議 員 名 石川渉、松井愛、鈴木学、伊藤香織、梅津庸成、遠藤寛明、遠藤和典、菊池文昭、矢吹栄修、吉村和武、高橋啓介、森谷仙一郎、奥山誠治

16	<p>西村山・北村山地域議員協議会</p> <p>(1) 目的 村山地域（うち西村山・北村山地域）の事業の進捗状況等の確認や地域課題等の調査・審議を行うため</p> <p>(2) 場所 村山市</p> <p>(3) 期間 令和5年11月20日（月）</p> <p>(4) 議員名 齋藤俊一郎、橋本彩子、阿部恭平、高橋弓嗣、能登淳一、加賀正和、椋津博士</p>
17	<p>最上地域議員協議会</p> <p>(1) 目的 最上地域の事業の進捗状況等の確認や地域課題等の調査・審議を行うため</p> <p>(2) 場所 新庄市</p> <p>(3) 期間 令和5年11月20日（月）</p> <p>(4) 議員名 石川正志、佐藤文一、小松伸也、伊藤重成</p>
18	<p>置賜地域議員協議会</p> <p>(1) 目的 置賜地域の事業の進捗状況等の確認や地域課題等の調査・審議を行うため</p> <p>(2) 場所 長井市</p> <p>(3) 期間 令和5年11月20日（月）</p> <p>(4) 議員名 相田日出夫、相田光照、青木彰榮、五十嵐智洋、柴田正人、渋間佳寿美、木村忠三、舩山現人</p>
19	<p>庄内地域議員協議会</p> <p>(1) 目的 庄内地域の事業の進捗状況等の確認や地域課題等の調査・審議を行うため</p> <p>(2) 場所 三川町</p> <p>(3) 期間 令和5年11月20日（月）</p> <p>(4) 議員名 江口暢子、石塚慶、関徹、阿部ひとみ、今野美奈子、佐藤正胤、高橋淳、石黒覚、梶原宗明、田澤伸一、森田廣</p>
20	<p>鶴岡中央高等学校生徒と県議会議員との意見交換会</p> <p>(1) 目的 上記の意見交換会に出席するため</p> <p>(2) 場所 鶴岡市</p> <p>(3) 期間 令和5年11月22日（水）</p> <p>(4) 議員名 石川渉、伊藤香織、佐藤文一、菊池文昭</p>

21	<p>羽越・奥羽本線等高速化促進青森・秋田・山形・新潟四県議会協議会要望活動</p> <p>(1) 目的 上記の要望活動を行うため</p> <p>(2) 場所 東京都</p> <p>(3) 期間 令和5年11月24日(金)</p> <p>(4) 議員名 石黒覚、梶原宗明、田澤伸一</p>
----	--

会 議 順 序 表

[議事日程第5号]

令和5年10月6日(金)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法
1	○ 議会運営委員会 (議事日程第5号、その他)	
	< 開 議 >	
2	○ 諸般の報告 (追加議案及び決算書等の送付)	
3	○ 議案及び請願上程 (議第93号から議第111号までの19件及び請願) ○ 常任委員長報告 文 教 公 安 常任委員長 厚 生 環 境 常任委員長 農 林 水 産 常任委員長 商 工 労 働 観 光 常任委員長 建 設 常任委員長 総 務 常任委員長 ○ 議案採決 (議第93号から議第111号までの19議案) ○ 請願採決	簡 易 簡 易
4	○ 議案及び決算上程 (議第113号から議第116号までの4件及び17決算) ○ 説明(知事、会計管理者、企業管理者、病院事業管理者) ○ 決算特別委員会設置・議案及び決算付託	
5	○ 意見書案上程・採決 (発議第15号及び発議第16号の2件)	
6	○ 議員の派遣について上程・採決 < 閉 会 >	
7	○ 本会議終了後の日程 決算特別委員会(予算特別委員会室)	

議 事 日 程 (第 5 号)

令和5年10月6日(金) 午前10時開議

- | | | |
|------|---------------------------------|--|
| 第 1 | 議第 93号 | 令和5年度山形県一般会計補正予算(第4号) |
| 第 2 | 議第 94号 | 令和5年度山形県病院事業会計補正予算(第2号) |
| 第 3 | 議第 95号 | 旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 4 | 議第 96号 | 東北農林専門職大学条例の設定について |
| 第 5 | 議第 97号 | 東北農林専門職大学の授業料等徴収条例の設定について |
| 第 6 | 議第 98号 | 山形県立農林大学校条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 7 | 議第 99号 | 漁港事業に要する費用の一部負担について |
| 第 8 | 議第100号 | 防災減災事業等に要する費用の一部負担について |
| 第 9 | 議第101号 | 河川内水利施設適正化事業等に要する費用の一部負担について |
| 第 10 | 議第102号 | 都市計画街路事業に要する費用の一部負担について |
| 第 11 | 議第103号 | 流域下水道の建設事業に要する費用の一部負担について |
| 第 12 | 議第104号 | 港湾事業に要する費用の一部負担について |
| 第 13 | 議第105号 | 急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部負担について |
| 第 14 | 議第106号 | 東北農林専門職大学(仮称)校舎新築(建築)工事請負契約の一部変更について |
| 第 15 | 議第107号 | 一般県道余目松山線道路施設長寿命化対策事業庄内橋桁製作架設工事請負契約の締結について |
| 第 16 | 議第108号 | パーソナルコンピュータの取得について |
| 第 17 | 議第109号 | 酒田臨海工業団地工業用地の処分について |
| 第 18 | 議第110号 | 山形県産業科学館の指定管理者の指定について |
| 第 19 | 議第111号 | 山形県青年の家の指定管理者の指定について |
| 第 20 | 請願 | |
| 第 21 | 議第113号 | 令和4年度山形県電気事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 第 22 | 議第114号 | 令和4年度山形県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 第 23 | 議第115号 | 令和4年度山形県公営企業資産運用事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 第 24 | 議第116号 | 令和4年度山形県水道用水供給事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 第 25 | 令和4年度山形県一般会計歳入歳出決算 | |
| 第 26 | 令和4年度山形県公債管理特別会計歳入歳出決算 | |
| 第 27 | 令和4年度山形県市町村振興資金特別会計歳入歳出決算 | |
| 第 28 | 令和4年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算 | |
| 第 29 | 令和4年度山形県国民健康保険特別会計歳入歳出決算 | |
| 第 30 | 令和4年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計歳入歳出決算 | |
| 第 31 | 令和4年度山形県土地取得事業特別会計歳入歳出決算 | |
| 第 32 | 令和4年度山形県農業改良資金特別会計歳入歳出決算 | |
| 第 33 | 令和4年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算 | |
| 第 34 | 令和4年度山形県林業改善資金特別会計歳入歳出決算 | |
| 第 35 | 令和4年度山形県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算 | |
| 第 36 | 令和4年度山形県流域下水道事業会計決算 | |

- 第 37 令和4年度山形県電気事業会計決算
- 第 38 令和4年度山形県工業用水道事業会計決算
- 第 39 令和4年度山形県公営企業資産運用事業会計決算
- 第 40 令和4年度山形県水道用水供給事業会計決算
- 第 41 令和4年度山形県病院事業会計決算
- 第 42 発議第15号 私学助成の充実強化を求める意見書
- 第 43 発議第16号 防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書
- 第 44 議員の派遣について

請 願 審 査 結 果 一 覧 表

令和5年9月定例会

区分	番号	受理年月日	関係委員会	件名	提出者	紹介議員	審査結果	措置
請願	6	5.9.19	総務	私学教育への支援について	山形市松波四丁目6-11 山形県私学会館内 公益社団法人山形県私立学校総連合会 会長 九里 廣志 外3名	梅津、梶原、木村、 奥山、伊藤（重）、 田澤	採択	知事送付
〃	7	5.9.19	総務	私学助成の充実強化を求める意見書の提出について	山形市松波四丁目6-11 山形県私学会館内 公益社団法人山形県私立学校総連合会 会長 九里 廣志 外3名	梅津、梶原、木村、 奥山、伊藤（重）、 田澤	採択	意見書提出

付託委員会	件数	審査結果			
		採択	不採択	継続審査	撤回
総務	2	2			
計	2	2			

継続審査請願審査結果一覧表

令和5年9月定例会

区分	番号	受理年月日	関係委員会	件名	提出者	紹介議員	審査結果	措置
請願	5	5.6.21	商工労働観光	山形地方最低賃金の改善を求める意見書の提出について	山形市木の実町12番37号 日本労働組合総連合山形県連合会 会長 船山 整	橋本、松井、江口、 石黒、高橋（啓）	撤回	

付託委員会	件数	審査結果			
		採択	不採択	継続審査	撤回
商工労働観光	1				1
計	1				1

山形県議会議員の請負の状況の公表に関する規程（案）について

I 規程整備の背景、趣旨

1 地方自治法の改正等（議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和）

(1) 改正の趣旨

- 近年、地方議会議員選挙において、投票率の低下や無投票当選の増加の傾向が強まっており、議員のなり手不足への対応が喫緊の課題となっている。
- 改正前、議員個人が地方公共団体に物品・サービス等の提供を行う「請負」は全面的に禁止されており、また「請負」の定義が不明確であるため、特に町村議会において、立候補を躊躇し、議員のなり手不足の原因となっているとの指摘があった。
- こうした課題に対応するため、地方自治法を改正し、議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和を行ったもの。

(2) 改正内容

① 請負の定義の明確化

規制の対象となる「請負」の定義を以下の通り明確化

「業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通公共団体が対価の支払をすべきもの」

② 議員個人による請負の規制の緩和

各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が 300 万円を超えない者を、議員個人による請負に関する規制の対象から除外。

2 議員個人による請負の状況の透明性を確保する取組（総務大臣通知）

- 議員個人による請負の状況の透明性を確保するため、議員は、請負の対象とする役務、物件等や契約金額等を議長に報告し、議長はこれを公表する取組みを求められた。

II 規程（案）の概要

- 議員は各会計年度において山形県との請負契約に基づき支払を受けた場合は、翌年度の6月1日から6月30日までの間に実施要領で定める様式により報告を行う。
- 議長は、議員から報告を受けた場合は、報告の一覧を作成し公表する。
- 令和5年4月1日に始まる会計年度から適用する。

山形県議会議員の請負の状況の公表に関する規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、山形県議会議員（以下「議員」という。）が山形県に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

（報告）

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号ニにおいて同じ。）における山形県に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

（1）請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

- イ 請負の対象とする役務、物件等
- ロ 契約締結日
- ハ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）
- ニ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

（2）前号ニに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

（報告の一覧の作成及び公表）

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

（報告等の保存及び閲覧等）

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧を請求することができる。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 年 月 日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

山形県議会議員の請負の状況の公表に関する実施要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、山形県議会議員の請負の状況の公表に関する規程（令和5年山形県議会告示 第 号。以下「規程」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（報告）

第2条 規程第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（第1号様式）により行わなければならない。

2 規程第2条第2項の規定による訂正は、訂正届（第2号様式）により行わなければならない。

（報告の一覧の訂正）

第3条 議長は、規程第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

（報告等の閲覧）

第4条 規程第4条第2項の規定による閲覧（以下この条及び第6条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して60日を経過する日の翌日から山形県議会事務局総務課内で、山形県の休日を定める条例（平成元年3月山形県条例第10号）第1条第1項に規定する休日（次項において「休日」という。）以外の日において、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分までの間にすることができる。

2 閲覧をしようとする者は、閲覧請求書（第3号様式）を提出しなければならない。

3 閲覧に係る報告及び訂正は、第1項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

4 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

（期限等の特例）

第5条 規程第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 年 月 日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

第1号様式（第2条第1項関係）

年 月 日

山形県議会議長 殿

山形県議会議員 _____

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である場合はその旨）	昨年度（会計年度）に 支払を受けた額（円）

支払を受けた総額	円
----------	---

(注) 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

第2号様式（第2条第2項関係）

年 月 日

山形県議会議長 殿

山形県議会議員

訂正届

山形県議会議員の請負の状況の公表に関する規程第2条第2項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

第3号様式 (第4条第2項関係)

年 月 日

閲覧請求書

山形県議会議長 殿

住 所 _____

氏 名 _____

職 業 _____

閲覧内容	請負状況等報告書
------	----------

決算特別委員会質疑者一覧表

月 日	質 疑 者
10月25日(水)	(自由民主党) 能 登 淳 一 委員
	(県政クラブ) 梅 津 庸 成 委員

○ 質 疑 時 間 60分以内 (答弁含む)

予算特別委員会及び決算特別委員会における 可動式ディスプレイ使用に関する申合せ

下線部が変更箇所

1 基本原則

議会における質疑は「言論」により行うことが原則であることから、質疑に際し使用する資料は、質疑の効果を上げることを目的とする場合に限り補完的に使用する。

2 使用できる資料

- (1) タブレット端末等（ノートパソコンを含む。）を用いて可動式ディスプレイ（以下「ディスプレイ」という。）に表示する資料とする。
- (2) 使用できる資料は、図、表、写真、動画等で質疑者が使用する権原を有するものに限る。また、資料使用に当たっての著作権等の必要な手続きについては、質疑者において行うものとする。
- (3) 資料を使用する際には、前項の基本原則に留意するとともに、その内容に関して具体的な発言を行うなど、会議録への掲載に配慮しなければならない。

3 使用できない資料

- (1) 前項に定める資料以外の資料は使用できない。
- (2) 特定の者の利益を助長し若しくは侵害するものは使用できない。

4 ディスプレイへの表示方法

予算特別委員会室に設置しているディスプレイにタブレット端末等を接続して表示する。なお、タブレット端末等は質疑者又は議会事務局において用意し、その操作は、質疑者又は質疑補助者（予算特別委員会委員又は決算特別委員会委員に限る。）が行うものとする。

5 資料使用の許可等

質疑者は、質疑に際し資料を使用する場合は、質疑日の2日前（山形県の休日を定める条例第一条第一項各号に掲げる日は日数に算入しない。）の午後1時まで、予算特別委員長又は決算特別委員長から許可を得るものとする。

6 会議録への掲載

使用した資料は、会議録に掲載しない。

閉会中の委員会の開催について（案）

委 員 会	日 時
常任委員会	11月7日（火）午前10時
3特別委員会	11月8日（水）午前10時

（参考）

委 員 会		日 時
決算特別委員会	分科会	10月23日（月）午前10時
		10月24日（火）午前10時
	総括質疑	10月25日（水）午前10時

「令和6年度 政府の施策等に対する提案」のフォローアップについて

1 概要

令和6年度の政府の施策等に対する提案を行った項目について、政府予算案等への反映状況を整理したもの。

2 反映状況

提案項目数68項目のうち、

(1) 反映されているもの【48項目】

<主なもの>

(注) 令和6年度予算額は概算要求額、
令和5年度予算額は当初予算額

I 次代を担い地域を支える人材の育成・確保

提案項目	反映されている政府の主な事業又は項目	令和6年度予算額 (令和5年度予算額)
「令和の日本型学校教育」の構築のためのICTを活用した学びの推進に向けた支援の充実	・ GIGAスクール構想の着実な推進 (1人1台端末の着実な更新) [文部科学省]	147.8 億円 (ー 億円)
公立学校施設・設備整備に必要な財源確保及び廃校校舎等の解体に対する財政支援の充実	・ 公立学校施設の整備 [文部科学省]	2,097 億円 + 事項要求 (687 億円)
中小企業・小規模事業者の人手不足解消に向けた賃金向上に係る総合的な取組みの推進	・ 業務改善助成金 (事業場内最低賃金の引上げを図る中小企業者等の生産性向上に向けた取組みへの支援) [厚生労働省]	13 億円 (10 億円)
留学生の受入れ拡大に向けた施策の推進	・ 大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業 (大学・地域社会の国際化による高度人材定着促進・共生社会の実現等) [文部科学省]	60 億円 (ー 億円)
地方へのビジネス拠点整備や本社機能等の移転に対する支援	・ 地方拠点強化税制の延長及び拡充 [内閣府]	制度改正 (ー 億円)

II 競争力のある力強い農林水産業の振興・活性化

提案項目	反映されている政府の主な事業又は項目	令和6年度予算額 (令和5年度予算額)
地域農業の持続的な発展を支える新規就農者の確保・育成及び担い手への農地の集積・集約化の促進	・ 新規就農者育成総合対策 [農林水産省]	220.9 億円 (192.3 億円)
水田農業の持続的な発展に向けた支援の充実	・ 水田活用の直接支払交付金等 [農林水産省]	3,050 億円 (3,050 億円)
森林(モリ)ノミクスの加速による森林吸収源対策の推進	・ 森林整備事業(公共) [農林水産省]	1,500 億円 (1,252 億円)
水産業の成長産業化に向けた支援の強化	・ 外国漁船対策の推進 [農林水産省]	191.6 億円 (156.1 億円)

III 高い付加価値を創出する産業経済の振興・活性化

提案項目	反映されている政府の主な事業又は項目	令和6年度予算額 (令和5年度予算額)
新産業創出の取組みに対する支援の充実強化	・ デジタル田園都市国家構想交付金 [内閣府]	1,200 億円 (1,000 億円)
電気料金の値上げや物価高騰の影響を受ける中小企業・小規模事業者の事業継続と持続的な発展の取組みの推進	・ 中小企業生産性革命推進事業 ・ 事業再構築補助金 [経済産業省]	8,800 億円 (ー 億円) ※R4補正7,800億円
特色ある文化資源を活かした地方創生の推進	・ 舞台芸術等総合支援事業 [文部科学省]	113 億円 (94.2 億円)

IV 県民が安全・安心を実感し、総活躍できる社会づくり

提案項目	反映されている政府の主な事業又は項目	令和6年度予算額 (令和5年度予算額)
流域治水の着実な推進	・ 治水事業 (国直轄河川整備事業、県河川整備補助事業) [国土交通省]	8,506 億円 (7,125 億円)
雪国における強靱化の効果 をさらに高める対策の拡充	・ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速 化対策(道路の雪対策の推進) [国土交通省]	事項要求 (ー 億円)
多様性への理解促進と誰もが 安心して暮らし活躍できる 社会づくりの推進	・ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多 様性に関する国民の理解の増進 [内閣府]	0.7 億円 (ー 億円)

V 未来に向けた発展基盤となる県土の整備・活用

提案項目	反映されている政府の主な事業又は項目	令和6年度予算額 (令和5年度予算額)
デジタル社会の推進を支える デジタル基盤整備のため の支援の充実	・ 携帯電話等エリア整備事業 [総務省]	50 億円 (18 億円)
高規格道路・一般広域道路 の整備推進	・ 直轄道路事業 [国土交通省]	1兆9,078 億円 (1兆5,953 億円)

VI 東北全体の復興・再生に向けた施策の展開

提案項目	反映されている政府の主な事業又は項目	令和6年度予算額 (令和5年度予算額)
東日本大震災に伴う広域避 難者に対する支援の継続	・ 被災者支援総合交付金 [復興庁]	98 億円 (102 億円)

(2) 現在検討中・今後検討されるもの【3項目】

<主なもの>

- ・ 子育て費用の無償化等による子育て世帯の経済的負担の軽減 など

(3) 未反映または不明のもの【17項目】

<主なもの>

- ・ 私立高等学校等就学支援金制度のさらなる充実 など

以上